明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の一部を改正する省令（**厚生労働**八）　一

〔告　示〕

○総合特別区域を指定した件（**内閣府**二～三四）　二

○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件（**政治資金適正化委**五）　四

○日本国に帰化を許可する件（**法務**三一）　五

○財政投融資特別会計における金利スワップ取引に係る基本的な契約を締結した件の一部を改正する件（**財務**二九）　五

○食品衛生法に基づく登録検査機関の代表者の変更の件（**厚生労働**三二）　五

○健康保険法施行令の一部を改正する政令附則第六条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める平成二十二年度以降経過措置基準率（**同**三三）　五

○健康保険法施行令の一部を改正する政令附則第七条第一項第一号ロの規定に基づき厚生労働大臣が定める平成二十二年度以降調整基礎率（**同**三四）　五

○型式検査に合格した農機具の型式等について報告があった件（**農林水産**二〇六）　五

○農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、登録認定機関の登録を更新した件（**同**二〇七）　五

○保安林の指定をする件（**同**二〇八～二二〇）　六

○保安林の指定を解除する件（**同**二二一、二二二）　六

○船舶等型式承認規則第八条の規定に基づき、型式の変更を承認した件（**国土交通**一一八）　八

○砂防法第二条の土地を指定する件（**同**一一九）　八

○海上における射撃訓練を実施する件（**防衛**二八）　八

○海上における水上標的に対する射撃訓練を実施する件（**同**二九～三二）　九

○道路に関する件（**中国地方整備局**六、七）　九

○登録住宅性能評価機関の評価員の氏名を変更した件（**九州地方整備局**一二）　一〇

〔国会事項〕　一〇

〔人事異動〕

内閣府　法務省　財務省　最高裁判所　一〇

〔皇室事項〕　二

〔官庁報告〕

官庁事項　二

中部地方整備局公示（中部地方整備局）

公聴会　二

国指定円山川下流域鳥獣保護区及び同円山川下流域特別保護地区の指定に係る公聴会の開催について（環境省）　二

〔資　料〕

閣議決定等事項　二

〔公　告〕

諸事項　二

裁判所

相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係　二

会社その他　二九

省　令

○厚生労働省令第八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二条第三項、第四条第十項及び第十一項並びに別表第二十七号の規定に基づき、厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年一月二十六日

厚生労働大臣　小宮山洋子

厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の一部を改正する省令

厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令（平成十五年厚生労働省令第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三条　地方公共団体が、その設定する法第二条第一項に規定する構造改革特別区域内における児童発達支援センター（児童福祉法第四十三条に規定する児童発達支援センターをいう。以下この条において同じ。）について、次の各号に掲げる要件を満たしていることを認めて法第四条第九項の内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る児童発達支援センターは、当該児童発達支援センターの障害児（児童福祉法第四条第二項に規定する障害児をいう。以下同じ。）に対する食事の提供について、当該児童発達支援センター外で調理し搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該児童発達支援センターは、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該児童発達支援センターにおいて行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。

一　障害児に対する食事の提供の責任が当該児童発達支援センターにあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。